

## 愛媛県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、愛媛県介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要領、愛媛県介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要領及びこの要綱に定めるところにより、介護事業所等及び介護施設等が実施するサービス継続支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内で愛媛県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県内における介護サービスの継続を図る。

### (交付の対象)

第2条 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

- (1) 「愛媛県介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要領」に基づき、介護事業所等が行う事業
- (2) 「愛媛県介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要領」に基づき、介護施設等が行う事業

### (交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第2欄に定める種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、前条の各号の事業は、同表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の金額を選定する。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業	介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費）	知事が必要と認められた額	介護事業所等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な経費
	介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等購入費）	知事が必要と認められた額	介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な経費

### (交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、

担保に供し、又は廃棄してはならない。

(4) 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(7) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。また、間接補助事業者から仕入控除税額に係る報告を受けたときは、様式第 5 号による報告書に関係書類を添えて速やかに知事に報告しなければならない。

#### （申請手続）

第 5 条 この補助金の交付の申請は、様式第 1 号による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。なお、申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。

#### （変更申請手続）

第 6 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第 2 号による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

#### （補助事業の中止及び廃止）

第 7 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 3 号による申請書に関係書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### （交付決定）

第 8 条 知事は、第 5 条又は第 6 条による交付申請書が到達した日から速やかに交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、様式第4号の事業実績報告書に関係書類を添えて、事業完了後1ヵ月以内又は令和8年12月28日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。なお、第5条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、事業実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、様式第6号の補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があった場合
- (3) 補助金交付の条件に違反した場合
- (4) 補助事業の実施について不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(その他)

第13条 特別の事情により第3条、第5条、第6条及び第9条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月9日から施行する。